

特定技能制度の概要について

令和6年9月4日

出入国在留管理庁

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：245,784人（令和6年5月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：98人（令和6年5月末現在、速報値）
- （特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、**自動車運送業**、鉄道、（16分野）**農業**、漁業、**飲食料品製造業**、**外食業**、**林業**、**木材産業**
（赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

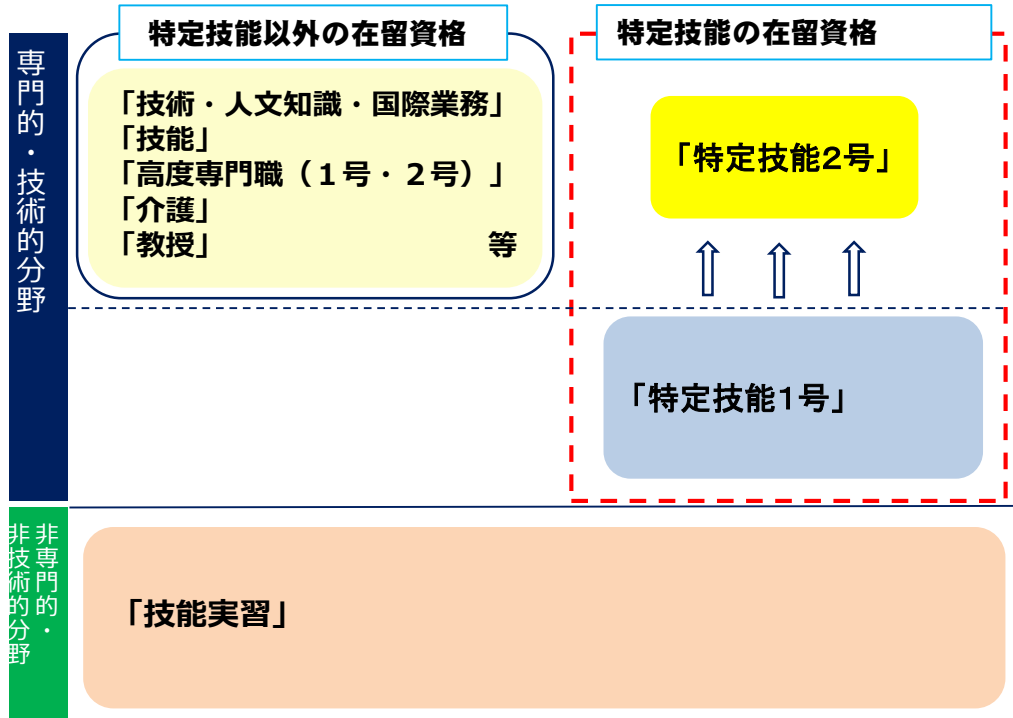
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業 旧名: 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ※1	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業 ※2	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等		・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道 ※2	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	139,000人	飲食品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業 ※2	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業 ※2	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

※2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

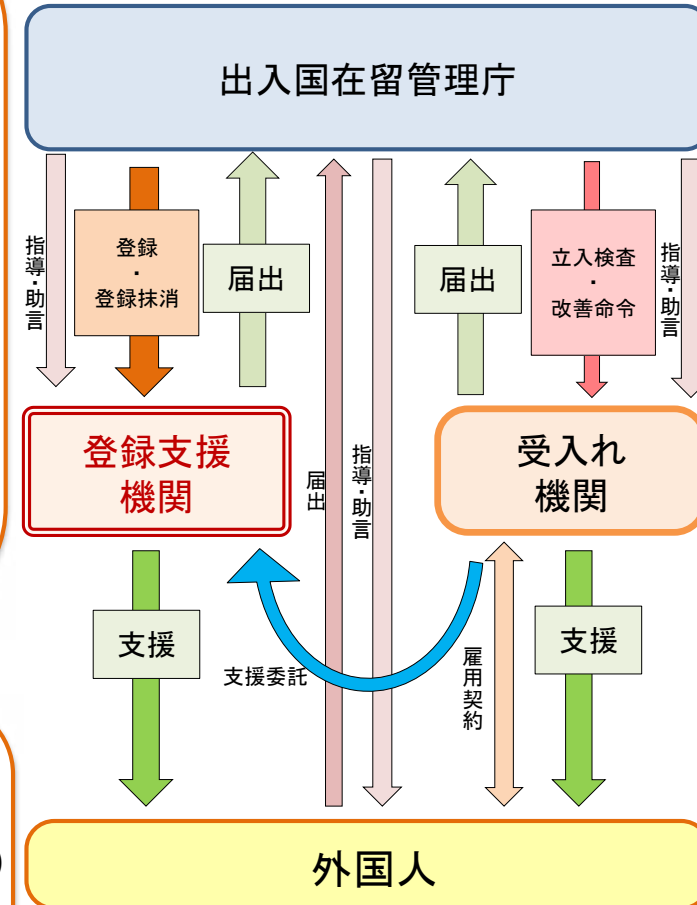
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

新規入国予定
の外国人

試験(技能・日本語)
は免除

国外試験
(技能・日本語)に合格

<技能試験>
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
<日本語試験>
・国際交流基金日本語基礎テスト
(国際交流基金)
又は
・日本語能力試験(N4以上)
(国際交流基金・日本国際教育
支援協会)
など



日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

留学生など

試験(技能・日本語)
は免除

試験(技能・日本語)
に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

審査

在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

在外公館

審査

査証発給

入国

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

地方出入国在留管理局



〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

審査

在留資格変更許可

在留カードの交付

〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

受入れ機関での就労開始

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（次頁参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（13ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

出入国在留管理庁からのお知らせ ～ 実地調査に御協力ください～

- 地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関・登録支援機関に対して、外国人の受入れが適正に行われていることを確認する目的で実地調査を行っています。また、電話や郵送等で調査を行うこともあります。

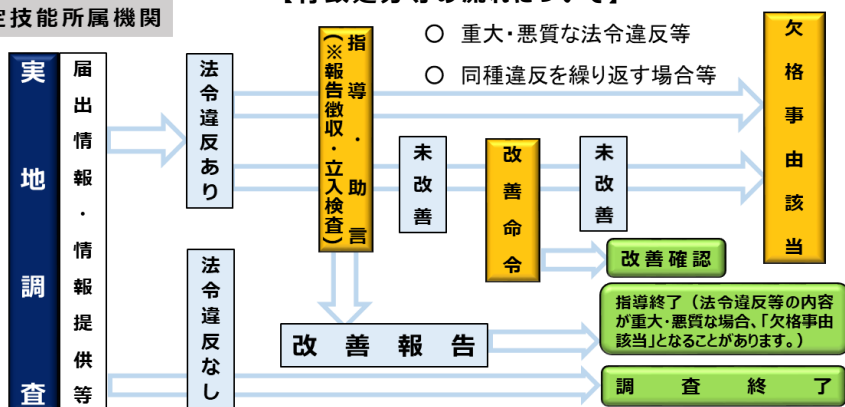
入管職員が当該調査を目的に事業所等を訪問することがありますので、調査への御理解、御協力をお願いします。

- 地方出入国在留管理局が、特定技能所属機関に対し、入管法第19条の20に基づき「報告徴収・立入検査」を行う場合に、これを拒んだり、虚偽の回答を行った場合には、罰則（30万円以下の罰金）の対象となります（入管法第71条の4第2号）。
- また、地方出入国在留管理局が、登録支援機関に対し、入管法第19条の34に基づき「報告又は資料の提出」を求める場合に、これに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行った場合には、登録の取消しの対象となります（入管法第19条の32第1項第5号）。

- 実地調査等の結果から、法令違反等が認められた場合には、「指導・助言」を行うことがあるほか、特定技能所属機関の「欠格事由該当」や、登録支援機関の「登録の取消し」となる場合があります。
行政処分等の一般的な流れは以下の図を御参照ください。

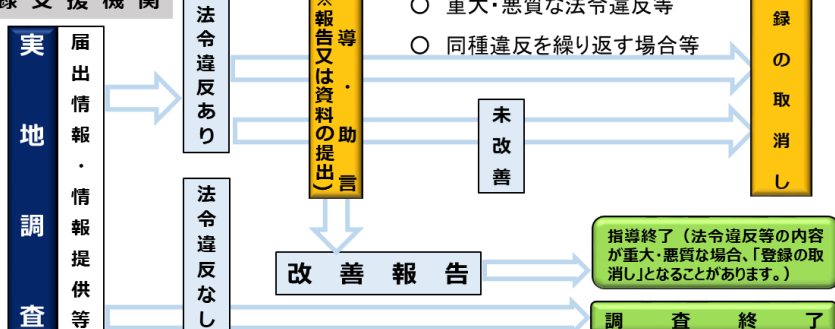
【行政処分等の流れについて】

特定技能所属機関



指導・助言
入管法第19条の19
報告徴収・立入検査
入管法第19条の20
改善命令
入管法第19条の21
欠格事由（該当）
特定技能基準省令において定める受入れの基準を満たしていない

登録支援機関



指導・助言
入管法第19条の31
報告又は資料の提出
入管法第19条の34
登録の取消し
入管法第19条の32（取消事由） ・登録拒否事由に該当 ・委託を受けた支援等を実施していない ・支援に必要な体制を有していない等

特定技能制度における届出について ～必要な手続忘れていませんか～

- 特定技能所属機関、登録支援機関は、定期的に又は一定の事由が生じた場合に、届出を行わなければならないこととなっています。

定期届出

特定技能外国人の
・受入れ・活動状況
・支援実施状況
を年4回、定期的に入管局にお知らせいただく届出です。

提出期間

第1四半期：
4月1日～4月15日
第2四半期：
7月1日～7月15日
第3四半期：
10月1日～10月15日
第4四半期：
1月1日～1月15日

それぞれの四半期に対応する対象期間

第1四半期：1月1日～3月31日
第2四半期：4月1日～6月30日
第3四半期：7月1日～9月30日
第4四半期：10月1日～12月31日

この時期の受入れ・活動状況、支援状況を入管に提出してください。

随時届出

特定技能外国人の

- ・雇用条件が変わった
 - ・退職した(雇用契約の終了)
 - ・新たな雇用契約を結んだ
 - ・雇用を続けることが困難な事由が生じた
 - ・支援計画が変わった
 - ・支援の委託先が変わった
- など

登録支援機関の

- ・登録事項が変わった
- ・登録支援機関としての活動をやめた(休止・廃止した)
- ・登録支援機関としての活動を再開した

ときにその内容を入管局にお知らせいただく届出です。

事由が発生したときから、
14日以内
に提出してください。

提出先（郵便・持参）

郵便・持参の際の届出の提出先は、特定技能所属機関の住所を管轄する地方入管局・支局となります。



法人の場合は、**登記上の本店所在地を管轄する入管局が提出先**となりますのでご注意ください。

インターネットから提出

これらの届出は、インターネットから提出することもできます。



インターネットで提出する場合は、事前に利用者登録が必要です。

詳しくは、出入国在留管理庁電子届出ポータルサイトをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html



届出が適正に履行されていない場合

注意！

- 特定技能所属機関が引き続き特定技能外国人を受け入れることができなくなります。
- 登録支援機関の登録が取り消されます。

- 出入国在留管理庁のホームページに記載例や提出資料一覧表等を掲載しています。届出書を作成する際は、そちらも参考にしてください（以下のURL又は二次元コードから確認いただけます。）。



【出入国在留管理庁ホームページ】

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html

特定技能制度の対象分野の追加（令和6年3月29日閣議決定）

対象分野追加の必要性

○「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）（抜粋）

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材の確保が困難な状況にある産業について、在留資格「特定技能1号」や「特定技能2号」の対象分野の追加について2023年度中に検討し、結論を得次第速やかに措置を講ずる。

○業種を所管する省庁からの要望

現行の特定産業分野以外の業種でも人材確保が困難であるとして、業種を所管する省庁から特定技能の対象分野への追加の要望あり

対象分野追加の概要

追加前

12分野

追加後

16分野

新規で4分野追加。既存の3分野に新たな業務等を追加。

- 新規分野
- 新たな業務等を追加した既存分野
- その他既存の分野

介護分野

ビルクリーニング分野

建設分野

自動車整備分野

航空分野

宿泊分野

農業分野

漁業分野

外食業分野

工業製品製造業分野
※1

造船・舶用工業分野
※2

飲食品製造業分野
※3

自動車運送業分野
※4

鉄道分野
※4

林業分野
※4

木材産業分野
※4

- ※1 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業」に変更、業種を追加。新規追加業種では1号特定技能外国人のみ受入れ可能。
- ※2 区分を整理し、造船・舶用工業に必要な各種作業を新区分に追加。新区分でも2号特定技能外国人が受入れ可能。
- ※3 食料品スーパーマーケットにおける惣菜等の製造も可能とした。新たな業務においても2号特定技能外国人が受入れ可能。
- ※4 新規分野については、1号特定技能外国人のみ受入れ可能。

※育成就労制度の導入に併せた分野追加等は別途検討予定

特定技能制度の対象分野の追加（令和6年3月29日閣議決定）

既存分野への業務等追加の詳細

	分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
経済産業省	工業製品製造業	紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。 既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・陶磁器製品製造 ・紡織製品製造 ・縫製 ・RPF製造 ・印刷・製本〔10業務区分〕	新規追加業種は特定技能1号のみ受入れ可。	繊維・衣服関係等（21職種38作業）	※
国土交通省	造船・舶用工業	業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大し、造船・舶用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加。	・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器〔3業務区分〕	新たな業務区分でも2号特定技能外国人が業務に従事可能。	とび、配管等（8職種11作業）	—
農林水産省	飲食料品製造業	特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能とする。	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）〔1業務区分〕 * 業務区分の変更なし	新たな業務においても、2号特定技能外国人が業務に従事可能。	* 新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	—

※協議会入会要件等として以下の内容を定める。

- ・ 繊維工業（紡織製品製造区分及び縫製区分）については、①国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること、②勤怠管理を電子化していること、③パートナーシップ構築宣言を実施していること、④特定技能外国人の給与を月給制とすること。
- ・ 印刷・同関連業（印刷・製本区分）については、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。
- ・ こん包業での受入れについては、日本梱包工業組合連合会に所属していること。